

# 郡民大会開かる!!

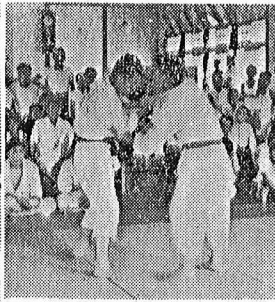


〔写真〕100メートル決勝  
に一位でゴールインす  
る鈴木(御宿)君

優勝は勝浦町  
がんばって御宿は二位

◇第十一回夷隅郡民体育大会は  
本町を会場として快晴に恵ま  
れた八月十七日開かれた。  
まず午前八時より中学校グラ  
ンドに於て開会式を行った後  
陸上競技、野球(中学校)庭  
球、卓球、籠球(高等学校)  
柔道、剣道、排球(小学校)

と各会場に別れて熱戦を展開  
したが、各種目に平均得点し  
た勝浦町が優勝して森杯を、御  
宿町はよく二位に  
くいこんでサンケ  
イ杯をそれぞれ獲  
得した。成績は次  
表の通り。



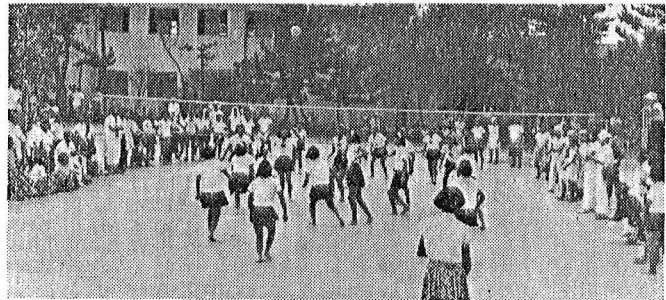
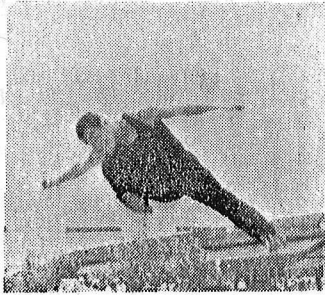
〔写真〕左上剣道、右上  
柔道、左下走高飛、右  
下バレーの熱戦

# 御宿町広報

第 8 号  
発行所  
御宿町役場

印刷所  
株式会社 阿佐商会  
電話 千葉(2) 3936

題字・柴田知事



## 綜 合 成 績

(点数は 1位 8点, 2位 6, 3位 4, 4位 2, 参加点 1)

種目	水 泳	陸上競技	庭 球	卓 球	排 球	籠 球	野 球	柔 道	剣 道	計	順 位
勝 浦	9	9	5	9	3	9	4	3	9	60	1
御 宿	0	7	7	1	9	5	1	3	7	40	2
大 原	0	3	9	1	5	3	9	7	1	38	3
多 喜	7	5	3	1	0	7	7	3	1	34	4
夷 隅	0	0	1	7	7	0	4	0	5	24	5
太 東	0	0	0	0	0	0	0	9	3	12	6
長 者	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	7

# メートル法に 早くなれよう

昭和三十四年一月一日から国内の計量単位を統一してメートル法に一本化されることは既に御承知のとおりであります。このことについて御願いを申し上げます。市民各位の御協力を切望いたします。

一、計量法（昭和二十六年六月七日法律第二〇七号）について

- この法によりますと
  - (一) 長さの計量単位はメートルとする。
  - (二) 質量の計量単位はキログラムとする。
  - (三) 時間の計量単位は秒とする。
  - (四) 温度の計量単位は度とする。と定められ、取引上又は証明上の計量はこの計量単位以外を用いてはならないことになりました。
- 二、計量単位及補助計量単位の略字について

法 定 単 位 の 称	略 字	廃 止 さ れ る 書 方
メートル	m	M
センチメートル	cm	CM
デシメートル	dm	DM
メートル	km	KM
立方メートル	m <sup>3</sup>	M <sup>3</sup>
リットル	ℓ	L
グラム	g	DL
	kg	KG
	g	G, Gr

### 三、メートル法切替のため計量器に対する措置

- (1) 製造 メートル系目盛以外（例えば尺貫系だけとか尺貫法とメートル系の併用目盛）の計量器は昭和三十四年一月一日以後禁止される。（メートル系目盛のもののみとなる）
- (2) 販売 メートル系の目盛のない（例えば尺貫系のみ）計量器は昭和三十四年一月一日以後は禁止される。（メートル系と他の旧系の併用目盛のものはそのまま販売できる）
- (3) 使用 メートル系でない旧系

の単目盛（例えば尺貫系目盛だけ）の計量器は昭和三十四年一月一日以後は禁止される（メートル系と他の旧系の併用目盛の計量器はそのまま使用できるが、適当な時期に旧系目盛を抹消するような法的措置がとられる）

- (4) 修理 昭和三十四年一月一日以後はメートル系単目盛のものに改造しなければならぬ。
  - (5) 例外 土地、建物、輸出入の貨物の計量は製造、販売、使用が当分認められる。
  - (6) 木製ます 木製ますの内、次の三種類に限り販売、使用中のものに対してもメートル系ますとして修理、検定の上販売又は使用が認められる。
  - (イ) 穀用一斗……一・八ℓ
  - (ロ) 液用一升……一・八ℓ
  - (ハ) 液用一合……一・八dl
- メートル法実施に伴う計量器の取扱いは右の通りであるから計量器関係業者、使用事業者は夫々自己の責任において適当な処置をしなければならぬ。
- 業者の皆様へ
- 各業、各組合毎に実施方法の研究、実施期日の協定、計器の改廃従業員の教育指導等一日も早く諸準備を整えられ、実施に当って混乱なく円滑に実施の出来ませう御努力をお願いします。
- 各商店の発行要領の例として二、三を上げる。
- (1) 換算表（主として日常使用される程度のもの）の掲出。

- (2) メートル法による商品の実量を店頭に陳列展示。
- (3) すべてを完全なメートル建に改める。
- (4) お客に対して親切な説明指導。
- (5) その他各業者の創意工夫

### ●お買物する皆様へ

- (1) 「金目買い」を止めて「数量買い」に
  - (2) 「容量買い」を止めて「重量買い」に
  - (3) 換算は止めて直接実観念を得る如く
- 以上両者一体となり相共に補い合い、滑らかな取引が行なわれるよう御協力を願います。

### ●千葉県では 本県では国家の施策に合流して法定の昭和三十四年一月一日より完全実施の出来る様早めて本年十月一日から一斉施行されます。

●本町では 県の方針に協力しその時に混乱の起らない様更に時期を早めて本年九月より実施することは、すでに御協力を求めたとおりであります。

以上夫々の立場において、産業文化等発展の面より、あらゆる日常生活の合理化の面より、国家百年の大計のため、今の世に生を受けける者の最小の犠牲において又義務としてこれが円満に切換、転換の出来ませう一段と御協力を願います次第であります。

### ごぞんじですか？

皆さん「たばこ」は町内の小売店からおもとめ下さい。皆さんが朝な夕なに愛好するたばこの消費税がわが町の収入になります。

昭和三十三年度中の町内小売店の販売高は二千五十七万四千七百円であつて、その百分の九（三十三年度から百分の十一）の百八十五万一千六百六十円がたばこ消費税として本町の税収入になりました。旅行その他お出かけの際は是非御心掛下さるようお願いいたします。

### 自衛官志願案内

防衛庁では只今自衛官の募集をいたしております。年令は満十八才以上、二十五才未満で日本の国籍を有する男子ならだれでも受験出来ます。入隊後は技能や適性に応じた職種につけて、初任給も他と比べて、すこぶるよい条件です。希望者は至急役場係までお申し出下さい。

# 町財政事情の公表 八月一日

## 町建設事業に万全を期す

町民の皆さんが、納められた税金がどのように使われ、町の財産がどの位あり又町の公債(長期の借金)はどの位あるか等町の財政事情については毎年二回づつ公表しているものであります。が今回は、

- 1、昭和三十三年度予算(六月末日現在)の執行状況
- 2、昭和三十二年度の決算状況
- 3、町民負担の状況
- 4、財産公債及び一時借入金

の現在高  
等を中心に逐次説明いたし度いと思ひます。御承知のとおり地方自治の革命とまでいわれた町村合併も昭和三十二年を以て全国的に一応終了し、政府も愈々合併市町村の育成強化に力を入れると共に逐次諸制度の調査検討を進め、新市町村の実情に即した諸規則の改廃制定を積極的に推進して居りますが特に、財政制度の改正(都市中心に収入増を計る税制度の傾向がある)が関係町村で強く要望されて

おり漸く地方交付税の増額が決定され本年度から施行することとなり、逐次地方財政の合理化は図られているものの、政府に於ける地方自治に対する認識は充分とは云えず、今後に残された問題も多い。然し私達は町民の皆さんに満足して頂ける諸施策を完遂するよう凡ゆる努力を重ねて居りますので、町財政について深い御理解を寄せられ、より良い「御宿町」を築り上げるため一層の御協力をお願い致します。本年度計画せる事業の主なものとは次のとおりであり、既に議会の議決を経ているのでこの執行に万全を期する考えである。

- 1、町営住宅建築事業
- 2、岩和田小学校改築事業
- 3、御宿漁港修築事業
- 4、道路橋梁整備事業
- 5、消防ポンプ及貯水池整備

以上の計画事業のうち1、2、3項は所謂公共事業と称し、夫々国庫補助金、県費補助金の交付を受け、町債を起し町の一般

財源及び分損金等により執行するもので、4、5項は町の単独事業で一般財源のみを以て施行することになつて居る。勿論計画事業も補助金、起債等が得られないときは、財政上中止する

### 第一章 昭和三十三年年度予算の執行状況について

#### 概 要

本年度予算(六月追加予算を含む)の六月末日現在の執行状況は、毎年度同じように年度開始後間もないため、諸事業は殆んど未着手であり、一般経常費の支出程度で、地方交付税の概算交付と町税の一部収入とよつて之を賄つて居る。

#### 才 入 (第一表)

才入について申しますと、町税は、予算額に対し調定額が低いのは見積り過大と思われるが電気ガス税、及たばこ消費税、共夫々六月迄の納入分だけを調定した関係であり、毎月実績納入のため年間調定不可能であるが、年度内には予算額に達するものであります。尚町税中、六月末迄に固定資産税、町民税の各第一期分が納入されることになつて居るも、納

こともありますが、全力を傾注してこの施策を完遂し、町民福祉向上に役立ちたい。

昭和三十三年八月一日

町長 井上文吉

税組合計金の定期整理の関係等により収入滞りが少い。

その他、税外才入はその都度(補助金の決定交付、或は収入確定)調定しているから予算額に比し、調定額が夫々低くなつて居るが、前記のように収入未済額は皆無であり、確定財源の見込という、予算編成方針のもとに計上してあるので、年度末迄には予算額に達し、才入欠陥はないと思ふ。

#### 才 出 (第二表)

概要にて説明した如くで夫々経常的経費の支出で、一、二%の執行割合を示している。冒頭に掲げた本年度公共事業は、夫々目下、設計中で、「補助金等の適正化に関する法律」の施行に伴い、頗る厳正な規制を受けるので年度内(三月三十一日)完成を目途に早急に着手したい。財政規模に比し、投資的経費の

比率が高いことは、望ましいことであるが、やはり自主財源たる税収の確保を期することが、先づ、重大なる要件であり、この成績の良否によつて、補助及起債の獲得に与える影響の大きなことは申す迄もありません。では事業経費等はどんな割合で負担されるのか、本年度分を示せば次のとおりである。

(附 表) 単 位 千 円

区 分 事業費	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫補助金	県費補助金	起債	分損金	一般才入
町 営 住 宅 建 設	7,521	4,319		2,000		1,202
岩和田小学校改築	6,045	2,447		3,000		618
御宿漁港修築	3,000	1,500	450		525	625
道路橋梁改良	1,229					1,229
ポンプ及貯水池	1,000					1,000
合 計	18,795	8,246	450	5,000	525	4,574



予 算 執 行 状 況 調 査 (6月末日現在)

第 1 表 (歳 入)

款	現計予算額	調 定 額	収入済額	収入未済額	予算額に 対する収 入割合
1. 町 税	14,623,900	13,518,304	2,102,696	11,415,608	14
2. 地方交付税	9,370,000	5,564,000	5,564,000		59
3. 公企業及財産収入	1,289,000	21,559	21,559		2
4. 分担金及負担金	1,375,000	151,000	151,000		11
5. 使用料及手数料	1,162,000	287,390	287,390		25
6. 国庫支出金	9,885,000	0	0		0
7. 県支出金	923,700	0	0		0
8. 寄 付 金	220,000	147,500	147,500		67
9. 繰 越 金	300,000	163,578	163,578		55
10. 雑 収 入	1,232,400	16,036	16,036		1
11. 町 債	5,000,000	0	0		0
合 計	45,381,000	19,869,367	8,453,759	11,415,608	18

第二章 昭和三十三年  
度決算状況について

概 況

昭和三十三年度最終予算額は  
公共事業等の増加によつて、才  
入才出共、五二、二八六千円と  
なつており、人口約一〇、〇〇〇

○人の当町としては非常に大き  
い数字を示しているが、新市町  
村建設の途上であり、諸施設の  
整備充実を図るため止むを得な  
いものと思う。才入才出共々々  
九四%の執行割合で、決算残額  
一六三、五七八千円の少額ではあ  
るが、一応頭初の目的を達成し  
たものと信ずる。

第 2 表 (才 出) 6月末日現在

款	現計予算額	支出済額	予算残額	予算額に 対する支 出割合
1. 議 会 費	819,000	183,946	635,054	22
2. 役 場 費	9,864,000	2,233,772	7,630,228	23
3. 消 防 費	2,439,000	678,795	1,760,205	28
4. 土 木 費	1,229,000	93,150	1,135,850	8
5. 教 育 費	10,260,000	897,668	9,362,332	9
6. 社会及労働施設費	10,498,000	541,635	9,956,365	5
7. 保 健 衛生費	658,000	99,038	558,962	15
8. 産 業 経 済 費	4,798,000	303,787	4,494,213	6
9. 財 産 費	178,000	12,815	165,185	7
10. 統 計 調 査 費	156,000	10,570	145,430	7
11. 選 挙 費	284,000	99,237	184,763	35
12. 公 債 費	2,561,000	173,299	2,387,701	7
13. 諸 支 出 金	1,337,000	217,314	1,119,686	16
14. 予 備 費	300,000		300,000	0
合 計	45,381,000	5,545,026	39,835,974	12%

才 入 (第三表)

才入の決算状況は別表のとおり  
で、予算に対し、決算額が二  
八八千円余減額となつて  
が、これは町税一、〇〇〇千、  
町債三〇〇千と事業(御宿漁  
)が翌年度へ繰起されたため、  
補助金の繰起交付分九六〇千等  
がその主なもので、他僅少の才  
入不足を生じた結果であり、町  
税についてみても、調定額に対  
し八三%、予算額に対し九四%

才 出 (第三表)

才出の決算も別表のとおりで  
予算額に比し二、九八千執行  
未済があり、その内容は、土木  
費において九〇七千、他一般経  
常費の節約を図り、不急なもの  
の購入延期等によつて生じたも  
のである。尚決算額を分り易く

表示すれば別表(第四表)のよ  
うになりますが、投資的経費の  
示す割合は、県下の同規模町村  
の平均を遙かに上廻つて  
とは事実で、好結果であるが、  
一方才入に於ては逆に、自主財  
源が県下平均を若干下廻つて居  
る状況を考えるならば、やはり  
地方自治本来の目的到達には、  
時日を要するように思われるの  
で今後更に、堅実な財政運営方  
針を樹立、内容充実を努めた  
い。

第三章 町民負担の  
状況

状況

町民の皆さんが、直接負担し  
ている町税については、毎回お  
知らせしているので今回省略し  
ますが、御承知のように大衆課  
税である自転車荷車税が、昭和  
三十三年度から廃止され、これ  
によつて、町税約四五〇千減収  
となり一世帯平均約三〇〇円の  
減税実施が行われたことになり  
ます。これに代る財源として、  
原動機付自転車等が、軽自動車  
税として及び、たばこ消費税率  
が、百分の九から百分の十一に  
引上げられたわけでありませう。



第 3 表 昭和32年度決算額調

才 入				才 出			
款	最終予算額(A)	決算額(B)	百分比	款	最終予算額(A)	決算額(B)	百分比
1. 町 税	15,921,000	14,959,143	30	1. 議 会 費	747,000	702,511	2
2. 地方交付税	10,540,000	10,677,000	23	2. 役 場 費	10,299,000	10,085,017	21
3. 公企業及財産収入	260,000	128,645	0	3. 消 防 費	2,004,000	1,928,273	4
4. 分担金及負担金	2,380,100	2,420,300	3	4. 土 木 費	7,775,000	6,868,488	14
5. 使用料及手数数量	805,000	845,647	2	5. 教 育 費	11,068,250	10,659,752	22
6. 国庫支出金	10,049,600	8,837,720	18	6. 社会労働施設費	8,482,000	8,068,538	16
7. 県 支 出 金	1,443,300	1,124,897	2	7. 保健衛生費	772,764	707,352	1
8. 寄 付 金	495,000	420,350	1	8. 産業経済費	7,266,390	7,033,252	14
9. 繰 越 金	2,409,000	2,409,232	5	9. 財 産 費	224,000	131,396	0
10. 雑 収 入	583,000	545,887	1	10. 統計調査費	150,000	135,185	0
11. 町 債	7,500,000	7,200,000	15	11. 選挙費	168,000	39,662	0
計	52,386,000	49,568,821	100	12. 公債費	1,725,000	1,494,416	3
				13. 諸支出金	1,572,400	1,551,401	3
				14. 予備費	132,196		
				計	52,386,000	49,405,243	100

第 4 表

昭和32年度決算性監別分類表

単位 千円

才 入				才 出			
区 分	最終予算額	決算額	百分比	区 分	最終予算額	決算額	百分比
1. 自主財源	22,853	21,729	44	1. 消費的経費	23,884	22,473	45
イ、税 収 入	15,921	14,959	30	イ、人 件 費	13,059	12,860	26
ロ、使用料及手数料	805	845	2	ロ、物 件 費	6,980	6,483	13
ハ、分担金及負担金	2,380	2,420	5	ハ、そ の 他	3,845	3,130	6
ニ、そ の 他	3,747	3,505	7	2. 維持修繕費	4,759	4,380	9
2. 依存財源	29,533	27,840	56	3. 公 債 費	1,725	1,504	3
イ、地方交付税	10,540	10,677	21	4. 投資的経費	22,018	21,048	43
ロ、国庫支出金	10,050	8,838	18	1. 公共事業費	18,300	18,099	37
ハ、県 支 出 金	1,443	1,125	2	2. 単独事業費	3,718	2,949	6
ニ、起 債	7,500	7,200	15				
合 計	52,386	49,569	100	合 計	52,386	49,405	100

第四章 町債及一時借

入金について

本町の起債現在高は別表(第五表)に示すとおりで、年々元利償還額が増加の一途をたどりつつありまして、いかに投資的経費に充当したとは云え、これを財源とすることは極力避け、後年度の累増は慎重に考慮しなければならぬ状態であります。然し前述のように、地方財政制度の欠陥も否定できないものがありまして、この公債費(元利償還額)が、地方財政を逼迫せしめ、赤字団体を生じた一大原因であることは、中央の認めるところとなり、昨年度より公債費について地方交付税の算定に加えられたことは当然とは思いますが、財政上好転したことになる。尚一時借入金は努めて抑制しているもので、現在高はない。町有財産は別表(第六表)のとおりであるが、本年度は財政運営上、その一部を処分することになつて居り、具体的方法については目下検討中であります。

第6表 町有財産調 (昭33.6.30現在) 第5表 町債、目的別、借入先別、現債額調 (昭和133年6月30日現在) (単位千円)

種 別	数 量	借入先別			附 記	
		目的別	資 金 運 用 別	簡 易 保 險 局 計		
行 政 財 産 物	地 坪	1,274				
	宅 地	10,728				
	畑 林 原 野 地	305,842				
	山 種 地	67,681				
	雑 種 敷 地	5,385				
	学 校 役 場				(1)30年度中学校建設 4,500千円借入 (2年据置15年償還利率6分3厘)	
	学 校 建設		4,500	4,000	8,500	(2)32年度中学校建設 4,000千円借入 (1年据置24年償還利率6分3厘)
	庁 舎 (2棟)	105				(1)30年度道路整備事業 2,000千円 (2年据置15年償還)
	校 舎 (15棟)	1,707				(2)31年度道路橋梁整備事業 2,000千円 (同上)
	保 育 園 舎 (2棟)	155				(3)32年度道路整備事業 1,200千円 (1年据置15年償還)
財 政 財 産					(1)28年度岩和田保育所建設300千円(3年据置9年償還)	
金 員 郵 便 貯 金 用	189,520				(2)30年度町営住宅建設 1,400千円(2年据置10年償還)	
証 券 基 金 協 会 出 資 証 券	150,000				(3)31年度町営住宅建設 1,400千円(1年据置19年償還)	
					(4)32年度町営住宅建設 1,000千円(同上)	
社 会 及 勞 働 施 設 債		261	3,800	4,061	(1)23年度中学校災害復旧 600千円 (1年据置10年償還)	
災 害 復 旧 債		1,455	0	1,455	(2)27年度清水川災害復旧 1,300千円 (4年据置13年償還)	
産 業 經 済 債		5,369	1,700	7,069	(1)27年度漁港修築600疋(4年据置13年償還)	
計		12,785	13,500	26,285	(2)28年度 " 2,800 (1年据置16年償還)	
					(3)29年度 " 2,000 (1年据置15年償還)	
					(4)30年度 " 700 (2年据置15年償還)	
					(5)32年度 " 1,000 (1年据置14年償還)	



☆としよりの日 (としよりの日)  
(九月十五日)  
「おーい、檀山参りかい」  
「とんでもない、山の温泉へしば  
らく湯治につれていくんだよ」



◇ 町 議 会

九月定例町議会は九月六日午  
後一時より、役場会議室におい  
て開催され、左の議案について  
審議し、原案通り議決した。

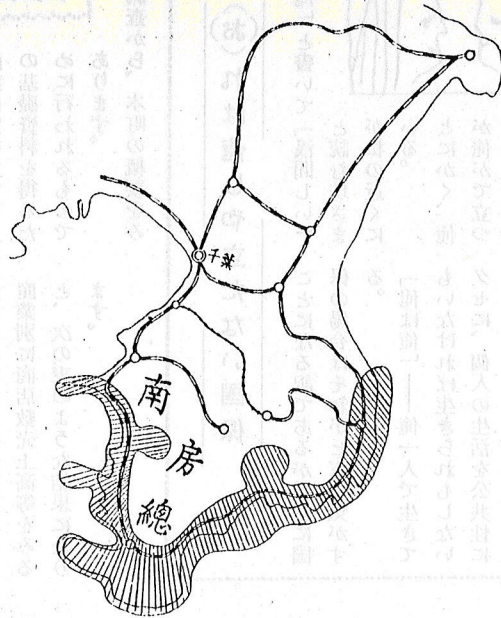
- 1、御宿町国民健康保険の一  
部を改正する条例の制定に  
ついて
- 2、専決処分承認を求め  
ることについて
- 3、昭和三十三年御宿町才  
入才出追加予算
- 4、昭和三十三年御宿町才  
入才出決算の認定を求め  
ること
- 5、昭和三十三年御宿町国  
民健康保険特別会計才入才  
出決算の認定を求めること

◎ 選 挙

千葉県南部海区漁業調整委員  
会選挙は八月八日午前七時より  
岩和田漁業協同組合、御宿漁業  
協同組合の二ヶ所で行われた。  
当日の有権者数は九六九名で、  
投票率は九〇・〇九%であつ  
た。  
これは南部海区十七ヶ町村の内  
第三位という成績。



# 明るいニューース



## 御宿も国定公園に

ら始まり、鋸山、富浦の大房岬、

のニューフェイス南房総の区域は広く、富津岬か

だ。とここでこの国定公園のニューフェイス南房総の区域は広く、富津岬か



館山、洲崎、本県の最南端怒濤岩に砕ける野崎岬、鴨川、小湊、理想郷をへて太東岬に至る約一九〇軒におよぶ海岸線一帯と、清澄山、鹿野山などを包含した比較的大きな区域である。(右図斜線の区域が指定地)

## 生れ変わる記念碑

今から三百二十余年前置西暦千六百九年、西欧スペイン国が現在の米領フィリピンを統治していた頃、スペイン政府任命の総督一行が任期満ちて帰国航海の途中乗船サンフランシスコの乗組員三百余名と共に慶長十四年九月四日の夜半に岩和田港の海岸で難波上陸した。この不時の

街/を/き/れ/い/に/

違の住む街をきれいにしよう



出来事が因縁となつて外国との交通が開かれるに至つた。この史実を永久に追憶するために建てられたのが現在の記念碑であるが、戦時中敵機の目標となる理由で黒くぬりつぶされ、いたましい姿をかこつていたが、このほど各方面の協力で改築されつつあるので、人類愛を象徴して新たな光を私達に投げかけてくれる日も間近いことだろう。

生徒会が自発的に決めて、毎週日曜日朝七時半から清掃奉仕をして、部落の人達から感謝されている子供達がいます。

ここ、岩和田仲宿部落は戸数約六十戸、道路延長は約三百米で、清掃は三十分ほどかかるが六年生浅野孝充君をリーダーとして二年生から六年生のよい子達が雨の日以外は一日も休まず清掃奉仕を続けている。

(写真) 真剣な清掃ぶりの子達の



## 9月の歴史

- 1日 関東大震災記念日 大正十二年九月一日午前十一時五十八分、東京、横浜をはじめ関東一円をおそつた大地震は、罹災者総数三四〇万、東京府だけで死者行方不明七万余人、損害戸数一八〇万戸を出した。
- 8日 平和条約記念日 一九五一年(昭和二十六年)のこの日サンフランシスコでわが国と連合国との間に講和条約が調印された。講和会議は九月四日から開かれ、八日には日米安全保障条約も調印された。
- 15日 としよりの日 この日から一週間を、老人の福祉、敬老についての啓蒙と実行の週間として、敬老会、老人の慰安会、養老院の慰問その他の行事が催される。昭和二十六年から始つた行事。
- 20日 航空記念日 昭和十五年、紀元二千六百年を記念して陸、海軍記念日になつて設けられた。九月二十日に意味はないが、陸、海軍記念日に対して秋を選び、統計上晴天の多い九月二十日と定めた。
- 23日 秋分の日の起りは、戦後「国民の祝日に関する法律」によつて「祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ」日とされた。



商店数 一八一  
売上総額 三億三百万円

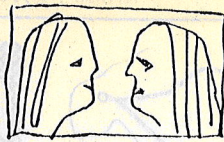
### 商業調査の結果から

通商産業省では、本年七月一日現在で、全国の卸売、小売業等を営んでいる商店について、もれなく商業調査を実施した。商業統計調査の目的は、商業全般の事態を把握して、適切な商業政策を立てる上の基礎資料を得るために行われるものである。この調査から、本町の概要をみます。

と、商店数一八一戸は昭和三十一年商業調査の一六四戸よりも一七戸多く、販売総額も、昭和三十一年の二億五千四百四十九万円を四千九百二十三万円も上廻る、三億三百七十二万円となつてゐる。

商業業態別をみると、飲食料品小売業が一〇〇戸で全体の五五%を占めているのが目立つ。産業別に商店数売上高等をみると、次の表のような結果になります。

### 「おれは俺じゃ立たない国保



「俺」と書いて「浅間しい」と読む坊さまが私の近くにいます。とにかく、俺が俺がで立つものは中腹くらいなものです。つまり殆んどその他のものは立たないというみである。

「俺は俺」——俺一人で生きていなければ生きられもしないクセに、個人の生活を公共性につなぐところで全く不出来であるのに例の坊さまではないが、ハテサテ浅間しい限りというのみである。

産業中分類別結果表

営業支出額は法人のみ

区分 産業分類別	商店数	従業者数	商品販売額 (千円)		手数料収入 (千円)	料品手持額 (千円)	売場面積 (坪)	営業支出額 (千円)		合計
			月間 (33年6月)	年間 (32年7月~33年6月)				給与	その他営業支出額	
総計	181	405	26,568	303,720	2,973	37,996	1,064	8,117	9,320	17,437
40.41 一般卸売業	6	19	3,993	37,758		3,182	83	517	1,579	2,096
42. 代理商・仲立業	1	5			2,081		60	500	504	1,004
43. 各種商品小売業										
44. 織物・衣服・身まわ小売業	22	60	6,467	82,268	493	14,467	185	3,386	4,110	7,496
45. 飲食料品小売業	100	202	11,577	122,864	44	9,062	472	2,192	2,008	4,200
46. 飲食店	11	33		5,274	—	—	—	—	—	—
47. 自転車・荷車小売業	4	6	341	4,198	270	1,358	27	100	200	300
48. 家具・建具・什器小売業	19	40	1,674	20,579	30	4,355	125			
49. その他の小売業	18	40	2,151	30,779	55	5,572	112	1,422	919	2,341

### 町内短信

◇八月八日 海区漁業調整委員会選挙

◇八月十日 御宿海水浴場にて観光協会主催の宝さがし

◇八月十七日 夷隅郡民体育大会を当町にて開催

◇八月二十一日 会計検査院より住宅検査のため係官来宿

◇八月二十二日 夷隅郡内消防ポンプ操法競技会於大原小学校。小畑チーム第二位に入選

◇八月二十四日 公民館にて青年クラブ総会

◇八月二十六日 茂原市統計研究会々員七十名、本町統計事務視察のため来宿

◇九月六日 午後一時より定例町議会を開催

### あとがき

▽勤務評定や道徳教育をめぐって、教育界は正に泥沼の状態。走っている列車にカービン銃を発砲した米兵。罪もない女学生を殺して世間をさわがした少年等、風雨なき台風が身がちぢむ。

▽老人の日も間近だが、明治、大正、昭和と生きぬいて来たとしてより達は今の世を何んと思っているだろうか。